

郡山市大学生等インターンシップ支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外に居住する大学生等の市内の事業所等におけるインターンシップへの参加を促進することにより、本市の産業、労働環境等の魅力を発信し市内の事業所等への就職の促進を図り、もって本市産業の活性化と雇用の促進のために行うインターンシップの参加に係る費用に対して、予算の範囲内で交付する助成金に関し、郡山市補助金の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学に置く大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。）の学生をいう。
- (2) 事業所等 市内に本店、支店、営業所等を有する個人又は法人（宗教団体、政治団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体、性風俗営業等を除く。）をいう。
- (3) インターンシップ 大学生等が在学中に市内の事業所等において行う就業体験をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 福島県外に居住する大学生等であること。
- (2) 市内の事業所等で3日以上インターンシップを行った者であること。
- (3) インターンシップへの参加に係る交通費及び宿泊費の全部又は一部について、この要綱によるもの以外からの助成その他の支援を受けていない者及びその予定のない者であること。

(交付対象経費及び額)

第4条 助成金の交付対象は、インターンシップへの参加に係る費用のうち、次に掲げる経費の2分の1以内で予算の範囲内で定める額とする。

- (1) 交通費 インターンシップに参加するために要した公共交通機関の利用に関する費用の額（10,000円を限度とし、就業中の通勤に係る費用を除く。）
- (2) 宿泊費 インターンシップに参加するために要した宿泊施設の利用に関する費用の額（1泊当たり5,000円を限度とし、5泊を限度とする。）

2 助成金の交付は、同一年度内に1人2回までとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市大学生等インターンシップ支援助成金交付申請書（第1号様式。以下「助成金交付申請書」という。）に、以下の書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 学生証の写し
- (2) 居住地が確認できる公的証明書又は公共料金の領収書の写し
- (3) インターンシップ実施証明書（第2号様式）
- (4) インターンシップへの参加に係る交通費及び宿泊費の領収書
- (5) 助成金の振込先金融機関の通帳の写し

2 前項に規定にする助成金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。
（補助金交付の決定及び交付）

第6条 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、期限を定めて交付した助成金を返還させるものとする。

（額の確定通知の省略）

第8条 規則第15条第3項に規定する補助金等交付額決定通知書は省略するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。